第１回 厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会 会議次第

日時：令和８年５月 25 日（月）
午後３時から
場所：本庁舎３階第５会議室

委嘱状の公布について

＜第１回特定委員会＞

１　開　　会

２　案　　件

⑴ 正副委員長の選出について　【資料１】

⑵ 会議の公開方法について　【資料２】

⑶ 書面会議の開催方法について　【資料３】

⑷ 特定委員会における審議事項について　【資料４】

３　その他

４　閉　　会

資料１

正副委員長の選出について

１　特定委員会について

総合管理業務委託を発注するに当たり、プロポーザル方式の審査で受注候補者を特定するため、厚木市プロポーザル方式実施要綱に基づき、厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会を設置します。また、本特定委員会は、厚木市附属機関の設置に関する条例に基づく本市の附属機関として設置します。

厚木市プロポーザル方式等実施要綱　抜粋

（特定委員会の設置）

第６条　市長は、プロポーザル方式等により受注候補者を特定する場合は、技術提案書等特定委員会（以下「特定委員会」という。）を設置するものとする。

２　特定委員会は、委員５人以上をもって組織する。

３　委員は、業務の内容、重要度及び規模に応じて、次の各号に掲げる者のいずれか一方又は双方をもって充てる。この場合において、第２号に該当する者が委員として含まれるときにおける特定委員会は、附属機関として設置が必要となることに留意するものとする。

(1) 市職員

(2) 学識経験者等

４　特定委員会は、必要と認めるときは会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

５　特定委員会の庶務は、業務所管課が担当する。

６　その他特定委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

厚木市附属機関の設置に関する条例　抜粋

（設置）

第２条　執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

２　前項に規定するもののほか、執行機関の規則で定めるところにより、設置期間が１年以内の附属機関を置くことができる。

２　正副委員長の選出方法

厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会規則　抜粋
（委員長等） 第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。 ２　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。 ３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

３ 委員名簿

No.	所　属　等	担　当
1	神奈川県　県央地域県政総合センター 総務部 総務課長	厚木合同庁舎 複合施設の県フロア
2	厚木市 財務部 新庁舎整備担当部長	複合施設整備事業
3	厚木市 財務部 庁舎管理課長（新庁舎移転担当）	市庁舎
4	厚木市 健康こどもみらい部 健康医療課長	保健福祉センター
5	厚木市 市民交流部 中央図書館長	未来・図書館
6	厚木市 消防本部 消防総務課長	消防本部

厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会規則

（設置）

第１条　厚木市複合施設等総合管理業務を委託するに当たり、プロポーザル方式の審査等により当該業務を受託する候補者を特定するため、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）第２条第２項の規定に基づき、厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) プロポーザル方式の種別に関する事項

(2) 公募型プロポーザル方式にあっては、提案資格に関する事項

(3) 指名型プロポーザル方式にあっては、技術提案書の提出を要請するものの選定に関する事項

(4) 提出を要請した書類等の審査に関する事項

(5) その他市長が必要と認める事項

（委員）

第３条　委員会の委員は、６人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市職員

（任期）

第４条　委員の任期は、令和９年３月31日までとする。

（委員長等）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

（意見の聴取等）

第７条　委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第８条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、庁舎管理課で処理する。

（委任）
第10条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則
１　この規則は、公布の日から施行する。
２　この規則は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。

（参考）厚木市プロポーザル方式実施要綱

1　第７条

（特定委員会の審議）
第７条　特定委員会は次に掲げる事項を審議するものとする。
(1) プロポーザル方式等の型
(2) 公募型プロポーザル方式等における参加資格
(3) 指名型プロポーザル方式等における技術提案書等の提出を要請する者
(4) 評価項目及び配点、評価基準、ヒアリングの有無その他評価結果が同点の場合の取扱い等受注候補者の特定に必要な事項
(5) 次点者を特定する基準

2　第８条

（参加資格）
第８条　特定委員会は、次に掲げる事項を参加資格として定めるものとする。
(1) 厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第31 号）第６条に規定する資格者名簿に登録された者であること。
(2) 次の期間において、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（平成２年４月１日施行）及び厚木市事業所等実態調査実施要綱（平成21 年10 月１日施行）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。
ア　公募型プロポーザル方式等にあっては、プロポーザル等参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出期限から契約締結日までの期間
イ　指名型プロポーザル方式等にあっては、プロポーザル等参加指名通知書の送付の日から契約締結日までの期間
(3) その他特定委員会が必要と認める事項

3　第 17 条第１項

（技術提案書等の特定）
第17条　特定委員会は、提出された技術提案書等及びヒアリングを実施した場合における提案について評価基準に基づく評価を行うものとする。

資料２

会議の公開方法について

１　会議等の公開に対する本市の考え方

厚木市自治基本条例　抜粋

（審議会等の運営）

第31条　市長等は、附属機関その他これに類する機関(以下「審議会等」という。)を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

３　審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。

厚木市情報公開条例　抜粋

（行政文書の公開義務）

第７条　実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

(3)　実施機関内部（略）における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（会議の公開）

第23条　実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)　非公開情報に該当する事項を審議する場合

(2)　会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合

厚木市会議等の公開に関する指針　抜粋

３　会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 会議において、条例（厚木市情報公開条例を指す。）第７条の規定に該当する情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

４　公開・非公開の決定

審議会等の会議の公開・非公開の決定は、審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。

２　特定委員会の公開方法

事務局（案）	
特定委員会の会議の公開に関する規定として、「厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会会議等の公開に関する要綱」を別紙のとおり定めます。 第１回特定委員会の案件(4)以降について、受注候補者が公表されるまでは、原則、非公開とします。 特定委員会における審議が終了し、受注候補者が公表された後、厚木市情報公開条例に基づき、会議資料や会議概要を要点筆記した会議録の一部を公開します。 なお、受注候補者が公表されるまでは、第１回特定委員会の案件(1)～(3)までの会議資料や会議概要を要点筆記した会議録の一部を公開することとします。	
非公開理由	ヒアリング実施前に審査基準等を公開することは、厚木市情報公開条例第７条に規定する「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」等に当たることから、非公開とします。 また、ヒアリングを公開することは、厚木市情報公開条例第７条に規定する「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」等に当たることから、非公開とします。 受注候補者の公表後、厚木市情報公開条例に基づき、会議資料や会議概要を要点筆記した会議録の一部を公開します。

厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会会議等の公開に関する要綱（案）

（目的）

第１条　この要綱は、厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会（以下「委員会」という。）の会議等を公開することによって、その審議状況を市民に明らかにし、市民参加による市政の推進に寄与することを目的とする。

（会議の公開の基準）

第２条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、厚木市自治基本条例（平成 22 年厚木市条例第 25 号）第 31 条第３項及び厚木市情報公開条例（平成 13 年厚木市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 23 条の規定により、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 会議において、条例第７条の各号の規定に該当する情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

２　前項の規定により非公開とする場合は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が委員会に諮って決定する。

（公開の方法等）

第３条　委員会の会議の公開の方法等は、次のとおりとする。

(1) 委員会の会議のうち、公開で行う会議については、会議会場（以下「会場」という。）に傍聴席を設け、公開を行うものとする。

(2) 傍聴の申込みは当日の先着順の受付とする。

２　委員長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

（公開の周知）

第４条　委員会の会議を公開する場合は、会議の開催日時、場所、議題、傍聴人の定員等を市政情報コーナーに掲示するとともに、厚木市ホームページ等により広く市民への周知に努めるものとする。

２　当該会議の公開の周知は、開催日前に行うものとする。ただし、第２条第１項の規定により非公開とする場合は、この限りでない。

（資料の配布及び閲覧）

第５条　会議に提出した資料のうち、会議次第については、傍聴者に配布するものとする。その他の資料については、委員長があらかじめ認めた場合は、会議入場時に貸与し、退出時に返却させるものとする。

（遵守事項）

第６条　傍聴者の遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 委員長の許可なく会議の模様を撮影又は録音しないこと。

(2) 委員等の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。

(3) その他会議の秩序を乱したり、妨げたりするような行為をしないこと。

（会議録の公開）
第７条　委員長は、委員会の会議の概要を要点筆記した会議録を会議終了後おおむね２週間以内に作成し、市政情報コーナーに備え置き、閲覧に供するとともに、厚木市ホームページ等を利用した情報提供に努めなければならない。ただし、第２条第１項の規定により非公開とする場合は、この限りでない。
２　市政情報コーナーに備え置く会議録には、会議資料を添付しなければならない。ただし、個人情報に該当する等公開になじまない箇所がある場合は、所要の措置を講じなければならない。
３　会議録等の公開期間は、当該公開の日から１年間とする。
（庶務）
第８条　委員会の公開に関する庶務は、庁舎管理課で処理する。
（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の会議等の公開に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則
この要綱は、令和８年５月 25 日から施行する。
この要綱は、令和９年３月 31 日限り、その効力を失う。

資料３

書面会議の開催方法について

１　書面会議の開催に対する本市の考え方

厚木市行政総務課長発信文書「附属機関の会議を書面で行う場合の取扱いについて（通知）における「書面会議に関する基準」」　抜粋

附属機関の会議は、本来、書面による会議を想定していないことを踏まえ、やむを得ず書面会議を実施する場合は、その附属機関の設置根拠、案件の緊急性、内容を総合的に勘案し判断するものとする。

２　案件の緊急性

附属機関の意見が得られないことにより、意思決定が遅延し、市民の権利利益などの公益を確保することができない場合は、書面による会議の実施を検討する。

３　案件の内容

案件の内容が書面会議に適したもので、実施した場合に有効な会議として成立するかをあらかじめ確認すること。

※書面会議に適していると考えられるものの例

・書面により案件の内容が明確に理解できるもの
・書面により委員の賛否を求める案件であるもの
・合議体として意見の集約が必ずしも必要でないもの

※書面会議に適さないと考えられるものの例

・委員の意見を積み上げ、会として意見をまとめ上げるもの
・許認可など行政処分等を行う際に意見（審議）を求めるもの

２　特定委員会の書面会議開催方法

原則、対面による会議の開催を想定していますが、書面会議の開催も可能とするため、「厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会書面会議開催要領」を別紙のとおり定めます。

厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会書面
会議開催要領（案）

1　会議の日

書面会議の開催日は、返信期日内に委員から書面による表決があった日のうち、最後の委員の表決を附属機関が受領した日とする。

2　案件

書面会議に諮ることができる案件は、次に掲げるいずれかとする。

(1) 厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会の運営に関する案件に対する賛否

(2) 参加資格及び総合管理の業務実績の確認等、厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会事務局で確認することとした案件の結果に対する賛否

(3) 厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会が調査審議する受注候補者及び次点者の特定に関する案件に対する賛否

3　実施方法

(1) 書面会議の議案書等

書面会議の実施に当たっては、返信期日を指定し、議案書及び参考資料並びに書面表決書を委員に送付するものとする。

(2) 会議の成立要件

期日までに過半数（会議の定足数の規定による委員の数）からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。

(3) 議決方法

議決は、書面表決書ごとに会議に出席したものとみなした委員の過半数（議決要件の規定による委員の数）の同意をもって行うこととし、可否同数のときは、委員長の決するところによることとする。

(4) 会議結果

書面会議開催後、委員長は、各委員の表決内容及び意見を取りまとめ、その結果を全委員に送付するものとする。

また、会議録は、厚木市情報公開条例及び厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会会議等の公開に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、書面会議による開催が分かる内容とし、会議資料や会議概要を要点筆記した会議録の一部をホームページ及び市政情報コーナーで公表しなければならない。ただし、要綱第２条第１項の規定により非公開とする場合は、この限りでない。

4　報酬

報酬は、表決をした委員に対して、厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づく額を支払うものとする。

附　則

この要領は、令和８年５月 25 日から施行する。

この要領は、令和９年３月 31 日限り、その効力を失う。

資料４

特定委員会における審議事項について

１　総合管理業務委託の概要

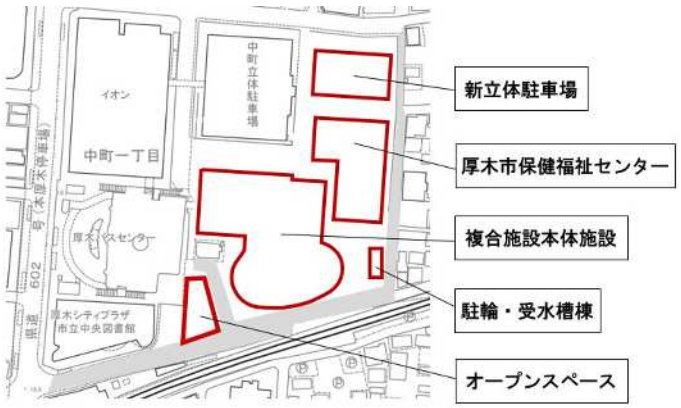
(1) 本業務委託の狙い、プロポーザル採用理由

本業務の対象は、様々な機能を持つ複数機関が入居する大規模な複合施設です。

これらの施設及び敷地に係る清掃・警備・設備点検等を一括して発注し、一元的な管理（総合管理）を行うことにより、統一的な品質による効率的な維持管理を実施し、ライフサイクルコストを計画的に管理することを目指します。

また、複合施設は、本市と神奈川県の二者で所有・管理する施設となり、複合施設等を適切に管理するためには、多様な入居機関からの要望事項の調整や情報共有を図る運用管理業務を本市・神奈川県の二者が適正かつ迅速に実施する必要があります。

こうした複雑な業務を可能とする、高度な専門知識や調整力を有する最適な事業者を選定する必要があることから、プロポーザル方式を採用するものです。

【対象】	【複合施設の入居機関】
	厚木市　…市庁舎、未来・図書館、消防本部 神奈川県…県央地域県政総合センター、厚木県税事務所、厚木保健福祉事務所　等 国　…厚木労働基準監督署、厚木公共職業安定所 民間機能…金融機関、売店、カフェ等

(2) 全体業務スケジュール（イメージ）

R10.1 複合施設開館

年月	R8年度						R9年度					R10以降
	7月	9月	10月	11月	12月	3月	5月	6月	9月	12月	3月	
本体	本体建設工事等							付帯工事等				
総合管理	事業者選定		協議		契約期間 R8.12（予定）～R12.03							
	▲公告（予定）				▲契約（予定）							
					各種計画等策定		保健福祉センター				全体管理	
								複合施設（供用開始前）				
								駐車場棟				

(3) 履行期間

令和８年 12 月（予定）～令和 12 年３月 31 日

(4)主な業務内容（案）

ア　総合管理業務
　全体管理、計画立案、報告、連絡・調整等
イ　点検保守等業務
　定期点検等保守、設備運転・監視、日常点検・保守、エネルギー管理、
　環境衛生管理に関する技術的支援等
ウ　清掃業務
　日常清掃、定期清掃、消耗品等の補充、廃棄物の回収・運搬等
エ　環境衛生管理業務
　空気環境測定、照度環境測定、衛生害虫の調査・防除、施設管理上支障となる
　鳥獣への対応等
オ　警備業務
　入退構管理、入退館管理、巡回及び監視、非常時の措置、宿日直等
カ　修繕業務
　随意契約の範囲内の軽易な修繕等
キ　運用管理業務
　各入居者の負担金の算定、施設に関する要望・苦情への一次対応等
ク　案内業務
　総合案内、市代表電話交換等
ケ　その他業務
　開館準備期間の業務、その他施設管理に必要となる業務等

(5) 予算額

19 億 8,300 万円（消費税込み）

(6) 公契約条例及びスライド条項の適用

厚木市公契約条例の手引　抜粋
２　対象公契約の範囲 (2) 予定価格1,000 万円以上の次に掲げる業務委託契約（労働者等に該当しない者のみを使用する者（自治会等）と随意契約を締結する場合は除きます。） ① 庁舎その他の建物（その敷地を含む。）における清掃、警備（警備業法（昭和47年法律第117号）第２条第５項に規定する機械警備業務に関するものを除く。）、駐車場管理、窓口受付、案内又は電話交換に関する契約

業務委託契約におけるスライド条項の運用基準　抜粋
２　適用対象契約 次のいずれかに該当する業務委託契約のうち、履行期間が14か月以上のもの。 (1) 庁舎その他の建物（その敷地を含む。）における清掃、警備、駐車場管理、窓

口受付、案内又は電話交換に関する契約
※　上記以外の業務委託契約であっても、発注者が必要と判断し、かつ任意の日（基準日を想定）において、契約数量について未履行部分と履行済部分が明確に確認できるものについては、対象とすることができる。

2　プロポーザル方式実施要綱に定める審議事項

厚木市プロポーザル方式実施要綱　抜粋

（特定委員会の審議）
第７条　特定委員会は次に掲げる事項を審議するものとする。
(1) プロポーザル方式等の型
(2) 公募型プロポーザル方式等における参加資格
(3) 指名型プロポーザル方式等における技術提案書等の提出を要請する者
(4) 評価項目及び配点、評価基準、ヒアリングの有無その他評価結果が同点の場合の取扱い等受注候補者の特定に必要な事項
(5) 次点者を特定する基準

3　プロポーザル方式等の型

(1) プロポーザル方式等の型の定義

厚木市プロポーザル方式実施要綱　抜粋

（定義）
第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) プロポーザル方式 業務等に対する発想、課題の解決方法、取組体制等の提案を審査し、市にとって最も適切な想像力、技術力、経験等を有する受注候補者を選定する方式をいう。
(3) 公募型 提案者を公募により募集し、参加資格があると認めた者から提案を受ける方式をいう。
(4) 指名型 あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受ける方式をいう。

(2) 事務局（案）

参加資格（参加要件）に受注実績を定めた上で、公募することにより、広く提案を求めることができるため、公募型プロポーザル方式とします。

(3) プロポーザルの名称（案）

厚木市複合施設等総合管理業務委託公募型プロポーザル

4　参加資格等（案）

厚木市プロポーザル方式実施要綱　抜粋

（参加資格）

第８条　特定委員会は、次に掲げる事項を参加資格として定めるものとする。

(1) 厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第31　号）第６条に規定する資格者名簿に登録された者であること。

(2) 次の期間において、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（平成２年４月１日施行）及び厚木市事業所等実態調査実施要綱（平成21 年10 月１日施行）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。

ア　公募型プロポーザル方式等にあっては、プロポーザル等参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出期限から契約締結日までの期間

イ　指名型プロポーザル方式等にあっては、プロポーザル等参加指名通知書の送付の日から契約締結日までの期間

(3) その他特定委員会が必要と認める事項

本プロポーザル募集要領（案）　引用

(1) 参加者の構成等

本プロポーザルに参加できる者は単体企業（共同企業体、特別目的会社等は除く）とし、必要な資格は、次のとおりとします。個人又は団体での応募は受け付けません。

(2) 参加資格

本プロポーザルに参加するために必要な資格は、次のとおりとします。

ア　厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第31号）第６条に規定する資格者名簿（「総合建物管理の委託」又は「建物設備保守管理委託」）に登録された者であること。

イ　参加表明書等の提出期限から契約締結日までの期間において、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱(平成２年４月１日施行)及び厚木市事業所等実態調査実施要綱（平成21年10月１日施行）の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。

ウ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

エ　２年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

オ　６箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなさ

れている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

カ　所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。

キ　厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

ク　神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第１項又は第２項の規定に違反しない者であること。

ケ　特定委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織でないこと。また、これらの組織に属していないこと。

コ　元請けとして受注（共同企業体の構成企業や特別目的会社の構成企業として受注した場合を含む。）した延床面積が30,000㎡以上の「総合管理の実績」を有すること。

「総合管理の実績」とは、この公告の日から起算して過去10年以内に、建物（１棟に限りません。）の総合管理業務（募集要領「２業務概要(2)業務の内容」に掲げる業務※のうち、「ア　総合管理業務」及び「イ　点検保守等業務」を継続して１年以上履行した実績をいいます（以下同じ）。

※募集要領「２業務概要(2)業務の内容」に掲げる業務
ア　総合管理業務（全体管理、計画立案、報告、連絡・調整等）
イ　点検保守等業務（定期点検等保守、設備運転・監視、日常点検・保守、エネルギー管理、環境衛生管理に関する技術的支援等）

(3) 失格条項

応募者及び提案者が、次のいずれかに該当する場合は、原則として特定委員会の審議に諮った上で、失格とします。

ア　特定委員会委員に直接又は間接を問わずに接触を求めた場合

イ　契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

ウ　複数の提案をした場合

エ　プレゼンテーション及びヒアリング時に、新たな説明資料を追加した場合

オ　提出書類に虚偽の記載をした場合

カ　参加資格を満たさなくなった場合

キ　その他本プロポーザル募集要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

(4) プロポーザルの成立

本プロポーザルは、評価の総計が全体の６割を上回る場合のみ受注候補者を特定します。また、応募者数が１者の場合も成立するものとします。

5　受注候補者等の特定方法（案）

本プロポーザル募集要領（案）引用

(1) 最終審査結果

次の項目の合計点を総合評価点とします。

ア　総合管理の業務実績（配点20）

（ｱ）企業実績点（配点10.5）

（ｲ）管理技術者実績点（配点9.5）

イ　技術提案書（配点70）

ウ　提案価格書（配点10）

総合評価点が最も高い者を受注候補者とし、２番目に高い者を次点者とします。ただし、いずれの提案者も総合評価点が60点に満たない場合は、受注候補者及び次点者として特定しません。また、応募者が１者だった場合は、総合評価点が60点未満であるときを除き、当該応募者を受注候補者とします。

(2) 評価結果が同点の場合の取扱い

総合評価点の最高評価点が全く同じ者が２者以上となった場合は、特定委員会が意見交換を行った後、採点を再度行います。その結果、再度、最高評価点が同じとなった場合は、特定委員会委員長が判断し、受注候補者を決定します。

6　参加資格の確認及び定量評価の方法（案）

本プロポーザル募集要領（案）　引用

(1) 参加資格の確認及び定量評価

参加資格の確認は、事務局において実施し、技術提案書等の提出を要請する者を選定するものとします。

応募者が５者以上あった場合は、参加表明書と合わせて提出される業務実績の点数の上位４者に対して、技術提案書等の提出を要請するものとし、結果は、応募者全員に通知するものとします。

また、業務実績の点数は引き継がれ、企画提案評価の点数と合わせて、最終的な総合評価点を構成するものとします。

なお、業務実績の点数について、上位４位までに同点の応募者がいた場合の取扱いは、次のとおりとします。

ア　上位４位までの応募者が５者以下の場合

最大５者に技術提案書の提出を要請し、上位６位以降の応募者には、技術提案書の提出を要請しないものとします。

イ　上位４位までの応募者が６者以上の場合

特定委員会に諮って決定するものとします。

(2) 総合管理の業務実績（配点20点）

企業及び管理技術者の「総合管理の実績（「４参加資格等(2)参加資格コ」参照）について、定量評価を行います。

※　「総合管理の実績」とは、この公告の日から起算して過去10年以内に、建物（１棟に限りません。）の総合管理業務（募集要領「２業務概要(2)業務の内容」に掲げる業務のうち、「ア　総合管理業務」及び「イ　点検保守等業務」を継続して１年以上履行した実績をいいます。

ア　企業実績（配点10.5点）

延床面積が30,000㎡以上の「総合管理の実績」について、最大３件まで対象として評価します。同一の契約において、公共施設と民間施設の両方が含まれる場合は、発注者の性質によるものとします。

なお、地方自治法第４条第１項の規定に基づき位置を定める事務所（いわゆる市役所の本庁舎。以下「市役所本庁舎」といいます。）を含む公共施設の管理実績又は新規立上げ実績がある場合は、加点評価とします。

企業実績点(10.5点)	条件	公共施設	民間施設
対象施設の延床面積 【必須】	60,000㎡以上	2.5	1.2
	50,000㎡以上	2.0	1.0
	40,000㎡以上	1.5	0.8
	30,000㎡以上	1.0	0.6
加点要素１ （管理実績）	「市役所本庁舎」を含む公共施設の総合管理の実績がある場合　＋0.5／件 ※対象施設とは別の案件も可 ※延床面積30,000㎡未満の案件も可		
加点要素２ （立上げ実績）	「市役所本庁舎」を含む公共施設の新規立上げ時の総合管理の実績がある場合　＋0.5／件 ※対象施設とは別の案件も可 ※延床面積30,000㎡未満の案件も可		

イ　管理技術者実績（配点9.5点）

管理技術者（統括責任者）として従事した延床面積10,000㎡以上の「総合管理の実績」について、最も評価の高い１件を対象として評価します。

なお、経験年数等については加点評価とします。

管理技術者実績点(9.5点)	条件	公共施設	民間施設
管理技術者（統括責任者）として従事した対象施設の延床面積 【必須】	60,000㎡以上	8.0	7.0
	50,000㎡以上		6.0
	40,000㎡以上		5.0
	30,000㎡以上		4.0
	20,000㎡以上	7.0	2.0
	10,000㎡以上	6.0	1.0
加点要素１ （管理技術者経験）	「市役所本庁舎」を含む公共施設の総合管理の管理技術者経験を有する場合　＋1.0		

		※対象施設とは別の案件も可 ※延床面積10,000㎡未満の案件も可
	加点要素２ （経験年数）	総合管理の経験年数５年以上　＋0.25 ※管理技術者以外の役割の経験も可 ※対象施設とは別の案件も可 ※延床面積10,000㎡未満の案件も可
	加点要素３ （継続従事年数）	同一施設の総合管理の経験年数３年以上 ＋0.25 ※管理技術者以外の役割の経験も可 ※対象施設とは別の案件も可 ※延床面積10,000㎡未満の案件も可

7　企画提案評価の方法（案）

本プロポーザル評価要領（案）引用

(1) 評価の方法

企画提案は、技術提案と価格提案で構成します。技術提案は特定委員会が審査し、価格提案は事務局が確認します。

(2) 技術提案の評価基準

技術提案は、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングをもって評価します。特定委員会各委員の持ち点は70点とし、技術提案の内容を踏まえ、評価項目ごとの配点に次のウエイトを乗じた点数をもって採点し、提案者の評価点は、評価項目ごとの各委員の平均点とします。

評価	評価のウエイト
Ａ：極めて優れている	1.0
Ｂ：優れている	0.8
Ｃ：標準的	0.6
Ｄ：劣っている	0.4
Ｅ：著しく劣っている	0.2

(3) 評価項目と配点

評価項目	細項目	主な評価の視点	配点
テーマ１ 業務の実施方針について	ア　業務の実施方針 イ　会社全体のサポート体制 ウ　リスク管理の考え方	ア　本業務のポイント※を踏まえた具体性のある実施方針となっているか。 ※本業務のポイント ・大規模な施設であること。 ・所有者や入居者が複数存在すること。 ・24時間通年稼働する消防本部	15

		指令室を含む施設であること。 ・新設と既設の施設を一体管理すること。 ・管理者業務を代行し、発注者の負担を軽減すること。 ・ライフサイクルコストを適切に縮減すること。　など イ　緊急・不測の事態の発生時に業務継続を可能とする仕組みや、研修体制等、会社としてバックアップする体制となっているか。 ウ　施設管理上予見されるリスクとその対応策について、具体的な想定がされているか。	
テーマ２ 施設管理の実施体制	ア　各業務の実施体制 （ｱ）総合管理業務 （ｲ）点検保守等業務 （ｳ）清掃業務 （ｴ）環境衛生管理業務 （ｵ）警備業務 （ｶ）修繕業務 （ｷ）運用管理業務 （ｸ）案内業務 イ　不具合や火災、事故、降雪、災害発生時等の対応及び復旧	ア　本業務の業務目的及び要求水準を理解し、 ・管理業務準備期間 ・保健福祉センター管理開始 ・複合施設引渡し後供用開始前 ・複合施設供用開始後 の各時期に必要となる体制を構築し、必要な資格保有者・経験者を配置する計画となっているか。また、一元管理の強みを活かし、効率的かつ効果的な管理を実現できる仕組み（指揮命令系統・情報共有体制、業務の履行状況のチェック体制等）となっているか。 イ　緊急時の対応及び復旧について、対応手順やマニュアル等が整備されているか。	10
テーマ３ 業務水準の確保及び品質向上策、ＤＸ化の具体的取組	ア　各業務における取組内容 （ｱ）総合管理業務 （ｳ）清掃業務 （ｵ）警備業務 （ｶ）修繕業務 （ｸ）案内業務	ア　業務水準の確保及び品質向上に資する工夫や取組が示されているか。 イ　エネルギーを効率的に管理する工夫について提案されているか。 ウ　ＩＣＴやデータなどの活用	15

	イ　エネルギー管理の取組 ウ　ＤＸ化の取組	による統一的な品質確保に向けた取組が提案されているか。	
テーマ４ 施設所有者の負担軽減に関する取組	ア　施設所有者の負担軽減に関する取組内容 イ　消防・防災計画の考え方	ア　施設所有者の負担を軽減するための取組が示されているか。また、来館者の利便性向上や苦情への対応、所有者及び入居者間の各種調整や要望への対応の考え方が提案されているか。 イ　対象施設の特性を理解し、安全を確保するために必要な消防計画や防災計画の策定に向け、各入居機関の役割を含めた適切な考え方が示されているか。また、受注者において、自衛消防組織の本部隊（統括管理者及び各班長）を担うこととなっているか。	10
テーマ５ 地元企業等の活用に関する取組	ア　地元企業（市内に本社、支店、営業所を構える事業者）を活用する業務数 ※募集要領２(2)におけるイからケまでのうち、地元企業を活用するとした数 イ　その他地元企業の活用方法	ア　地元企業活用の意欲が感じられる数値となっているか。 イ　地元企業からの資材購入や市民の雇用等、その他地域の活性化に資する提案があるか。	10
テーマ６ その他独自の提案事項	ア　本業務を効率的かつ効果的に行うための独自の提案	ア　開館に向けた支援や、開館直後の混乱への対応、日々の施設管理における臨機応変な対応等、円滑な総合管理の実現に向けた独自の提案内容のほか、新たなテクノロジーの導入、災害時の協力等の地域貢献に資する提案があり、それらの提案に有効性、具体性、確実性があるか。また、創意工夫があるか。	10

(4) 提案価格書の採点方法（配点10点）

次の式により算出された点数を評価点（小数点第２位を四捨五入）とします。

評価点＝10.0×（業務委託費用の提案上限額 － 当該提案者の提案価格）／（業務委託費用の提案上限額 － 提出された提案価格書のうち最低価格）

8　公告関係資料一式（予定）

厚木市複合施設等総合管理業務委託　公募型プロポーザル関係書類一覧

資料番号	資料名	確認方法		データ形式	備考
		ホームページ	貸出CD		
	関係書類一覧（本紙）	○		PDF	
1．プロポーザル関連資料					
(1)	厚木市複合施設等総合管理業務委託募集要領	○		PDF	【ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ掲載期間】 公告日から 令和８年７月下旬まで（予定）
(2)	厚木市複合施設等総合管理業務委託に関する要求水準書	○		PDF	
(3)	様式集	○		WORD	
(4)	秘密保持に関する誓約書	○		WORD	
2．個別開示資料					
(1)	複合施設等の設計図書（令和７年８月29日時点）		○	PDF	CDによる貸出し 【貸出期間】 ７/３（金）から 技術提案書等提出期限まで ※参加表明書を提出しないこととした事業者は、速やかに返却 ※技術提案書等の提出を要請されなかった事業者は、結果受領後速やかに返却
	1　建築(総合)設計図_複合施設				
	2　建築(総合)設計図_立体駐車場				
	3　電気設備設計図_複合施設(強電)				
	4　電気設備設計図_複合施設(弱電)				
	5　電気設備設計図_保健福祉センター				
	6　機械設備設計図				
	7　昇降機設備等設計図				
	8　保健福祉センター　平面図・立面図				
(2)	複合施設の配置図		○	PDF	
(3)	複合施設の主な設備類一覧		○	PDF	
(4)	複合施設等の清掃作業基準表		○	PDF	
	1　厚木市複合施設　清掃作業基準表				
	2　立体駐車場　清掃作業基準表				
	3　既存施設　清掃作業基準表及び清掃箇所図（現行契約）				
(5)	保健福祉センター現行維持管理仕様書及び契約先一覧		○	PDF	
(6)	保健福祉センター修繕履歴（令和５年度～令和７年度）		○	PDF	
(7)	現行の業務委託を元にした対象業務の参考資料		○	PDF	

９　スケジュール（予定）

1	令和８年５月 25 日(月)	第１回特定委員会 （公告について）	特定委
2	令和８年６月 30 日(火)	契約制度等検討委員会 （公告資料の承認）	庁内
3	令和８年７月３日(金)	公告	
4	令和８年７月７日(火)	参加表明書　質疑提出	
5	令和８年７月 14 日(火)	参加表明書　質疑回答通知	
6	令和８年７月 21 日(火)	参加表明書等　提出	
7	令和８年７月下旬	第２回特定員会 （参加表明書等の提出結果の報告）	特定委
8	令和８年７月 28 日(火)	資格審査　結果通知	
9	令和８年８月４日(火)	技術提案書　質疑提出	
10	令和８年８月 25 日(火)	技術提案書　質疑回答通知	
11	令和８年９月 18 日(金)	技術提案書等　提出	
12	令和８年 10 月上旬	第３回特定委員会 （技術提案書の共有）	特定委
13	令和８年 10 月中旬	第４回特定委員会 （ヒアリング、受注候補者及び次点者の特定）	特定委
14	令和８年 10 月下旬	契約制度等検討委員会 （受注候補者、次点者の承認）	庁内
15	令和８年 10 月下旬	審査結果の通知	
16	令和８年 11 月	仕様書協議	
17	令和８年 12 月	契約締結	